

ヒアリング結果概要

【ヒアリングⅠ】大転換とその後の検討状況

A 第六次エネルギー基本計画

同計画に記載された「可能な限り原発依存度を低減する」とその背景を示す「事故後10年の歩み」を確認、2021年10月の閣議決定後のこの一年間に大きな変化が無かったことを確認。

また、「新規制基準」が「世界で最も厳しい水準」との回答に、本当は全くそうでは無いことを指摘。

B 本年の新たな状況の変化

ウクライナ戦争により、原子力発電所が原発になりうる危険があることと、使用済み核燃料管理の問題がより明らかになったことを確認。

GX 実行会議の議論「エネルギー政策の遅滞」、「足元の危機」、「国富の流出」「エネルギー政策の遅滞」を確認し、私たちから「エネルギー政策の遅滞」は経産省の3.11事故後の原発推進政策ゆえの再生可能エネルギーや蓄電技術などへの取組遅れに原因があり、東電福島第一原発事故でより莫大な「国富の流出」をし、今後の再稼働促進で再び「国富の流出」が起こることを危惧。

C 経産省の検討状況

基本政策分科会や原子力小委員会などでの検討状況を確認。この日午前に開催された原子力小委員会（「原発運転上限撤廃に道」と報道されている）についての言及は無かった。

【ヒアリングⅡ】老朽原発運転期間延長

後半部分は時間切れで十分な質疑はできず。

質問 D-1 炉規法の規定と現状

原子炉等規制法(炉規法)が原子力規制委員会の所管法令であることを認め。にも拘らず、原子力規制委員会が同法の改訂を推進側に任せる矛盾を確認。

質問 D-2 資源エネルギー庁と原子力規制委員会の役割

震災前の旧体制で原子力推進(利用)体制に規制機関(原子力安全:保安院)が取り込まれていた反省から分離された原子力規制委員会が今も「規制の虜」となっていることを指摘。

核物質防護違反の東電、データ改竄をした日本原電など、事業者の「安全文化」の欠如に原子力規制委員会が甘すぎることを指摘。

質問 D-3 トラブル続きの若狭の原発

初代の原子力規制委員長田中俊一氏の頃から原子力発電の研究をしてきた木原壯林さんが若狭の原発のトラブル頻発状況を説明し質問、原子力規制庁担当が納得できる回答をできなかった。原子力規制庁の若い担当者の奮起を期待する。

質問 D-4 運転期間延長を認めようとする根拠

3.11後の与野党合意による炉規法改正の主旨から運転期間延長への法令改訂は許されない、事業者の利益のために国民のリスクを高めるとの指摘に、パブリックコメントをすると回答。

質問 D-5 老朽化評価の今までと今後

老朽炉の設計の古さ(図面は正しい?)、美浜3号の2004年死傷事故、運転経験者の不足、脆性遷移温度の上昇、蒸気発生器の配管損傷多発と大量細管損傷への危惧を指摘。

質問 D-6 海外の老朽原発の稼働と認可の実績

世界の原発稼働最長は53年で、運転開始後45年を超える高浜1・2、美浜3、東海第二の稼働が非常に危険であることを指摘。

質問 D-7 企業倫理と責任感が欠如した電力会社

東電旧経営陣や関電経営陣の企業倫理と責任感欠如を指摘。

質問 D-8 総ての原発を廃炉に

プルサーマル発電が非常に危険であることを指摘。

以上